

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年11月15日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（診療所・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
かどや小児科	左京区一乗寺松原町3番地の7	平成18年9月1日
高塚歯科	左京区高野東開町13番地 ウイング5 3階	平成18年5月1日
木村歯科	北区小山西元町7番地	平成18年10月1日
西京都病院	西京区御陵溝浦町24番地	平成18年7月1日
スマイル薬局二条店	中京区西ノ京職司町2番地の3	平成18年9月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)